

秋田県立博物館特定建築物環境衛生管理業務委託特記仕様書

秋田県立博物館の環境衛生管理業務にあたっては、この仕様書に基づくほか、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号)などの関係法規を遵守し、博物館の衛生的環境を常に最良の状態に保つことを旨とすること。

また、本業務を実施するにあたっては、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)などの関係法令を遵守し、安全管理に万全を期して所定の業務を行うこと。

1 業務履行場所

秋田県立博物館 秋田市金足鳩崎字後山52

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

受託者は、業務実施日を事前に秋田県立博物館長と協議し、次の業務を行うものとする。

1) 環境衛生管理技術者の業務の受託

毎月1回以上勤務すること。なお、第1回目は令和8年4月1日とし、博物館職員と年間の維持管理計画について打ち合わせを行うこと。

維持管理に必要な報告書等については、2ヶ月に1回提出すること。

2) 水質検査業務

- ・6ヶ月以内16項目(建築物衛生法により6ヶ月以内毎に1回定期的実施)
- ・12ヶ月以内12項目(消毒副生成物 毎年、測定期間中に1回定期的実施)
- ・省略11項目(16項目で基準に適合し、次回の検査に限り省略可能となった場合実施)
(省略11項目については、受水槽清掃・滅菌消毒後に実施すること。)
- ・遊離残留塩素測定(週1回)

3) 空気環境の測定業務

年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)実施すること。 5箇所(1日2回)

4) 受水槽清掃

年1回(5m³)

※消毒滅菌業務含む

4 業務従事者

業務を実施するときは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法施行令及び同法施行規則などの関係法令に定められた有資格者を派遣すること。

5 完了報告

業務が完了したときは、作業報告書、結果報告書等を秋田県立博物館長あてに提出すること。また、すべての業務を完了したときは、業務完了報告書を提出すること。

6 負担区分

業務に必要な水、燃料、電気は、発注者の負担とする。機械器具及び消耗雑材類は、受託者の負担とする。

7 その他

この仕様書に定めのない事項は、発注者と受託者の協議によって定めるものとする。